

# 地域密着型サービスにおける 自己評価・外部評価の手引き



令和5年1月

門川町健康長寿課 介護保険係

## 1. 趣旨

地域密着型サービスの評価は事業所自らが実施する「自己評価」と評価機関が実施する「外部評価」から成り、この評価は国の指定基準により原則として少なくとも年に1回は実施することが事業者に義務付けられています。

自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、指定基準を上回るものとして設定されるもので、外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものです。

各事業者は、自己評価及び外部評価の実施並びにそれらの結果の公表を行い、自らのサービスの質の改善を常に図ることが、指定基準により義務付けされていますので、介護従業者が利用者に対しサービスを提供するに当たっては、評価結果を意識することが求められます。

### 〈対象となるサービスと実施頻度〉

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li><li>・ 小規模多機能型居宅介護</li><li>・ 看護小規模多機能型居宅介護</li><li>・ 認知症対応型共同生活介護</li></ul>	1年に1回以上
---	---------

※新規指定を受けた事業所は、指定年度の翌年度から開始

## 2. 評価の実施方法について

### ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### (1) 介護・医療連携推進会議を活用した外部評価を実施する際の留意点

- ①あらかじめ選定した構成員による介護・医療連携推進会議をおおむね6月に1回以上（年2回）開催すること。
- ②少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施すること。
- ③評価を行う際は、単独開催で行うこと。
- ④町職員又は地域包括支援センター職員、利用者、地域の医療関係者、地域住民の代表者等、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須。

#### (2) 評価の流れ

##### ①自己評価

自己評価の実施にあたっては、「自己評価・外部評価 評価表」の「自己評価欄」を活用します。

事業所すべての職員が参加し、提供するサービス内容について振り返りを行い、個々の従業員の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

##### ②外部評価

外部評価は、あらかじめ選定した構成員による介護・医療連携推進会議で行います。自己評価結果に基づき、提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが大切です。

##### ③サービス評価まとめ

介護・医療連携推進会議で検討した結果を「外部評価コメント」欄にまとめ記入し、「自己評価・外部評価 評価表」を完成させます。

#### 〈評価様式〉

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(別紙1) 自己評価・外部評価評価表 【公表・要提出】
------------------	-----------------------------

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護の評価の在り方については、全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会ホームページ (<https://24h-care.com/>) の資料・事例集を参照してください。

## ◆小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

### (1) 運営推進会議を活用した外部評価を実施する際の留意点

- ①あらかじめ選定した構成員による運営推進会議は、おおむね2月に1回以上開催すること。
- ②少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施すること。
- ③評価を行う際は、単独開催で行うこと。
- ④町職員又は地域包括支援センター職員、利用者、地域住民等、(看護)小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須。

### (2) 評価の流れ

#### ①自己評価

自己評価の実施にあたっては、「スタッフ個別評価(小多機)・従業者等自己評価(看多機)」と「事業所自己評価」を活用します。

事業所すべての職員が参加し、提供するサービス内容について振り返りを行う自己評価(スタッフ個別評価・従業者等自己評価)を実施し、その評価をもとに事業所内で話し合い、スタッフ全体で検討し、自己評価(事業所自己評価)を行い、個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

#### ②外部評価

外部評価は、あらかじめ選定した構成員による運営推進会議で行います。

小規模多機能型居宅介護においては、事前に「事業所自己評価」と「地域からの評価(地域かかわりシート①)」を配布しておきます。運営推進会議で自己評価結果を報告したうえで、第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

#### ③サービス評価まとめ

運営推進会議で出された意見等を集約・確認し、外部評価(サービス評価総括表・運営推進会議における評価)を作成します。小規模多機能型居宅介護においては、「地域からの評価(地域かかわりシート②)」を作成してから、サービス評価総括表を作成します。

### 〈評価様式〉

小規模多機能型居宅介護	(別紙2-1) スタッフ個別評価 (別紙2-2) 事業所自己評価 【公表・要提出】 (別紙2-3) 地域からの評価 (別紙2-4) サービス評価総括表 【公表・要提出】
-------------	---

看護小規模多機能型居宅介護	(別紙3-1) 従業者等自己評価 (別紙3-2) 事業所自己評価 (別紙3-3) 運営推進会議における評価 【公表・要提出】
---------------	--

※ (看護) 小規模多機能型居宅介護のサービス評価の詳細は、全国小規模多機能型介護事業者連絡会ホームページ(しょうきぼどっとねっと (<https://www.shoukibo.net/>)) を参照してください。

## ◆認知症対応型共同生活介護

### (1) 運営推進会議を活用した外部評価を実施する際の留意点

- ①あらかじめ選定した構成員による運営推進会議をおおむね2月に1回以上(年6回)開催すること。
- ②少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施すること。
- ③評価を行う際は、単独開催で行うこと。
- ④町職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須。
- ⑤運営推進会議を活用した評価を実施した場合は、実施回数の緩和要件である外部評価の継続年数に参入しないこと。

### (2) 運営推進会議を活用した評価の流れ

#### ①自己評価

自己評価の実施にあたっては、「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」を活用します。

事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施します。提供するサービス内容について振り返りを行い、個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

#### ②外部評価

外部評価は、あらかじめ選定した構成員による運営推進会議で行います。自己評価結果に基づき、提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

#### ③サービス評価まとめ

運営推進会議で出された意見等を集約・確認して記入し、「自己評価・外部評価運営推進会議活用ツール」を完成させます。

### 〈提出書類〉

認知症対応型共同生活介護	(別紙2の2) 自己評価・外部評価 運営推進会議活用ツール
--------------	-------------------------------

※ 運営推進会議を活用した評価の詳細は、公益社団法人日本認知症グループホーム協会ホームページ (<https://www.ghkyo.or.jp/archives/16166>) を参照してください。

### (3) 外部評価機関による評価を実施する場合

外部評価機関による評価（第三者評価）を受けた場合は、運営推進会議を活用した評価を受けたものとみなします。

### (4) 外部評価（第三者評価）の実施回数の緩和について

一定の要件を満たした場合、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができます。実施回数の緩和が適用されたため、外部評価を実施しない事業所は、自己評価を実施し、報告書を町へ提出してください。

実施回数の緩和の適用を受けるための要件や提出書類については、宮崎県ホームページ（[トップ](#) > [くらし・健康・福祉](#) > [高齢者・介護](#) > [介護保険](#) > [認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の実施について](#)）をご参照ください。

(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryokaigo/kurashi/koresha/tiikimittiyakugatagaibuhyouka.html>)

## 3. 評価の公表

次回の運営推進会議で報告し、評価を確定します。

評価結果は、利用者及び利用者家族へ手交もしくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムでの公表、事業所内への掲示、法人ホームページへの掲載等により公表します。

町及び地域包括支援センターへも提出してください。

## 4. 提出先

〒889-0696

門川町平城東1番1号

門川町健康長寿課 介護保険係

(電 話) 0982-63-1140

(FAX) 0982-68-1701